

公益財団法人滋賀県健康づくり財団 一般事業主行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年10月1日から令和8年3月31日まで

2 内容

目標1 時間外勤務、休日勤務の削減

<対策>

- 時間外勤務等の事前申請・事前命令の徹底
(健診出勤時など事前命令が困難な場合は、速やかに事後承認を得ること)
 - 時間外勤務等の状況把握
 - 定例会議で継続的に取り上げ、組織的に時間外勤務の削減に取り組む
 - ノー残業デーの実施
- ※実施期間：令和4年10月から継続して実施

目標2 有給休暇取得率の向上

<対策>

- 有給休暇取得状況の把握
 - 取得状況に応じて職員個別に有給休暇取得を働きかけ
 - 有給休暇の取得によって時間外勤務が増えることのないよう、業務配分、スケジュール等のマネジメントを的確に実施
- ※実施期間：令和4年10月から継続して実施